

経営者保証ガイドライン対応保証制度の創設

「経営者保証に関するガイドライン」（2013年12月5日経営者保証に関するガイドライン研究会公表）の趣旨を踏まえ、中小企業者ならびに保証人（経営者本人等）によって当該ガイドラインにおいて求められている対応が講じられていることを前提に、信用保証協会が金融機関と連携して経営者保証に依らない融資を推進することにより、中小企業者に対する金融の円滑化を図ることを目的として次のとおり創設しましたので、お知らせします。

<制度の概要>

平成26年1月30日

申込人資格要件	中小企業者であって、以下に掲げる（1）から（4）までの要件をすべて満たす方。 （1） 法人与経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること。 （2） 法人与経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えないこと。 （3） 法人から適時適切に財務情報等が提供されており、本制度による保証付き融資を実行後も提供すること。 （4） 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能であり、別に定める財務比率が一定以上であること。
保証限度額	2億8,000万円。 普通保険にかかる保証 2億円以内 無担保保険にかかる保証 8,000万円以内 中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円以内
保証期間	（1）一括返済の場合 1年以内とする。 （2）分割返済の場合 運転資金3年以内、設備資金5年以内とする。
信用保証料率	0.45%～1.90%
対象資金	運転資金又は設備資金
返済方法	一括又は分割
貸付金利	金融機関所定利率とする。
担保・保証人	保証人は不要とする。担保は有担保無保証人要件に該当する場合を除き、不要とする。
金融機関の責務	本件の融資と同時に、本件融資額の6割以上の直貸融資を要する。
施行日	平成26年2月1日